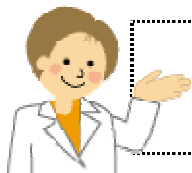
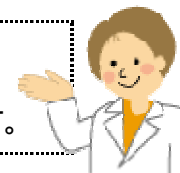


巡回型特定保健指導を利用される方へ



巡回型特定保健指導とは？

お近くに特定保健指導実施機関が無い方(住所が高知市以外の方)を対象にした、保健指導の方法です。
地域ごとに一定人数の保健指導利用者をつのり、保健師や管理栄養士などがその地域に出向いて保健指導を実施します。



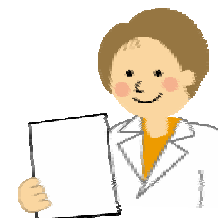
医療保険者から利用券と利用案内が届いた方は、保健師や管理栄養士などによる健康サポート（特定保健指導）が受けられます。特定保健指導のご利用にあたっては、申し込みが必要です。

申し込み先： 高知県総合保健協会 088-833-4649 担当： 久武 森口
(取りまとめ機関)

次の内容を申し込み先にお伝えください。

- ・保健指導初回面接の希望日時（ 実施日時については、申し込み状況により、取りまとめ機関で調整させていただきます ）
- ・医療保険の種類（ 健康保険被保険者証をご確認ください ）
- ・保健指導の種類（ 利用券をご確認ください ）

折り返し、保健指導の初回面接の日時と場所をお知らせします。



人数調整・実施場所の確保などに時間を要しますので、お待ちいただく場合があります。
また、お申し込みが定員に満たない場合は、巡回型保健指導を実施できない場合がありますのでご了承ください。
その場合は、施設型の保健指導をご案内することがあります。

保健指導がスタートします。

初回面接より6ヶ月間、継続的に保健指導を行い、皆様の健康をサポートします。

初回面接日には次の4点を必ずお持ちください。

- ・利用券
- ・健康保険被保険者証
- ・特定健診結果
- ・保健指導利用の自己負担料金（ 利用料金は利用券に表示されています ）

